



阪神間都市計画区域界	——
市域界	——
市街化区域界	——
第1種低層住居専用地域 (外壁の後面距離: 1.0m 高さの限度: 10m)	■
第2種低層住居専用地域 (外壁の後面距離: 1.0m 高さの限度: 10m)	■
第1種中高層住居専用地域	■
第2種中高層住居専用地域	■
第1種住居地域	■
第2種住居地域	■
近隣商業地域	■
商業地域	■
地域 道路又は河川等地形地物による地域・地区境界線 上の例によらない場合の 地域・地区境界線	---
容積率	○
上段容積率/下段建ぺい率	○
高度地区 第1種高度地区	■
第2種高度地区	■
第3種高度地区	■
第4種高度地区	■
高度利用地区	■
準防火地域	■
景観地区 芦屋景観地区	■
芦屋川特別景観地区	■
風致地区 第1種風致地区	■
第2種風致地区	■
第3種風致地区	■
臨港地区	■
特別緑地保全地区	■
生産緑地地区	■
地区計画	■
都市計画道路	——
都市計画公園	■
都市計画緑地・緑道	■
墓園	■

(注)  
 1) 都市計画の内容は、令和5年4月現在のものである。  
 2) この図に表示する都市計画の位置及び区域は、おおむねの場所を表示するものである。

1:10,000

